

MRI 安全運用管理および全身 MRI に関する Q&A

MRI 安全運用管理についての Q&A

Q1: MRI の安全管理体制の項で、『MRI の関連団体にて安全性に関する講習会に参加する』とありますが、講習会としては、例えば 2020 年 3 月 14 日に開催予定であった『第 25 回安全性講習会』などが相当するのでしょうか？

A: その通り、日本磁気共鳴医学会の安全性講習会がそれに当たります。

なお、今後は講習会の認定も行う予定ですが、当面は『臨床MRI安全運用のための指針』に記載のある関連団体の主催する講習会で、上述の『日本磁気共鳴医学会の安全性講習会』に準じたものも可とします。

また、磁気共鳴医学会と共同で『MRI 安全性講習会』を JRS2020web で行う予定です。

Q2: 『14 MRI 安全運用に関する講習会への参加の有無』 が無の場合は認証は得られないのでしょうか？

A: 原則として、そのとおりです。

ただし、磁気共鳴専門技術者や日本磁気共鳴医学会の安全性委員会委員などMRIの安全運用に長けたことが明らかな者が施設においてMRIの安全管理をおこなっている場合や、今回のように新型コロナウイルス感染症により安全性講習会が中止となったような場合には、可及的速やかに受講することを条件に、項目14が『無』でも仮認証を行う場合があります。

仮認証の場合は原則として1年以内に正規の認証を行うこととします。

Q3: 臨床MRIの安全管理指針では、『安全管理責任者や安全管理担当者の参加が望ましい』という表現ですが、参加は必須でしょうか。

A: 日本磁気共鳴医学会としては、原則として少なくとも安全管理責任者（医師）か安全管理担当者（技師）のいずれかが1年に1度程度は講習会に参加することを求めたいと考えております。最終的には、画像診断管理に関しては、被曝等と合わせての日本医学放射線学会の判断となります。

Q4: 造影剤使用の安全管理の項で、『MRI 造影剤に関する講習会に参加』とありますが、どのような講習会を指すのでしょうか。

A: 日本磁気共鳴医学会、日本医学放射線学会が協力して講習会を企画、あるいは認定する予定です。

なお、講習会を JRS2020web で行う予定です。

全身 MRI についての Q&A

Q1: 『前立腺癌の骨転移検出のための全身 MRI 撮像の指針に基づく運用体制の有無』という項目があり、当院で行っている全身 MRI 撮像方法と画像を提出し、認証を受けたいと考えています。どのような方法でどちらにお送りすれば宜しいのでしょうか？

日本磁気共鳴医学会で仮認証を受けてから、『前立腺癌の骨転移検出のための全身 MRI 撮像の指針に基づく運用体制の有無』の項目で有りと回答する事が出来るのでしょうか？

A: 日本磁気共鳴医学会は日本医学放射線学会と協力して認定を行いますが、届け出に関しては日本医学放射線学会のHP(会員専用)に詳細がありますので、貴院の放射線診断専門医にご相談いただきご確認ください。

なお、下記の点にご留意ください。

- 1) 管理加算 2,3 の施設要件は『MRI 安全運用のための指針』に基づく必要があります。
- 2) 全身 MRI 加算は『前立腺癌の骨転移検出のための全身 MRI 撮像の指針』に基づく必要があります。
- 3) 1 の要件には、2 の全身 MRI への対応は必須ではありません。
- 4) 仮認証では、サイトビジットや画像の提供に関しては当初は行いません。追ってお知らせすることがあります。

Q2: 現時点では当院には磁気共鳴専門技術者は在籍しておりません。細則には「原則として」と記載されており、磁気共鳴専門技術者による画像の確認は必須ではないのではないのでしょうか？また、指針・細則には、磁気共鳴専門技術者が当該施設に所属している必要性について記載がないと思いますが、非常勤でも所属している必要があるのでしょうか？

A: ご指摘のように所属していなくともよい文言となっておりますが、原則として、磁気共鳴専門技術者が院内にてMRIの画質を管理していることを想定しております。原則から外れる場合は、個々に判断していくことになるかと存じます。

今回は種々の理由により仮認証を日本医学放射線学会にお返しします。

Q3: 全身MRI加算におけるコイルについて、前立腺癌の骨転移検出のための全身MRI撮像の細則4)に 全身拡散強調像、b値 0-100, 800-1000s/mm²(原則 水平断、parallel imaging 併用)とあります。当院でのDWIBS撮像は全身をカバーするcoilがなく内蔵coilにて3~4stations分割で施行しており、拡散強調画像(DWIBS)撮像でのparallel imagingの併用が困難です。この場合、撮像基準を満たさないとの判断となり他の条件を満たしている場合でも加点は対象外となるのでしょうか？

A: 前立腺癌の骨転移検出のための全身MRI撮像の細則の条件に合うことが原則加点の対象となります。撮像基準を満たさないものがあれば、他の条件を満たしている場合でも加点は対象外となります。

理由：ある程度以上の性能のMRI装置での撮像が望まれるため、コイルが規定してあります。時間を掛ければ理論的にはSNRは同じになりますが、時間が掛かり患者さんの負担が増えますし、動きのアーチファクトなどで画質が低下する可能性が高いからです。